

# 行橋市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務 公募型プロポーザル 仕様書

## 1 業務名

行橋市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務

## 2 業務の目的

本業務は、「行橋市第4期特定健康診査等実施計画」の目標受診率60%を達成するため、特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業を実施し、低下している特定健診受診率の向上のため、未受診者に対して効果的な受診勧奨を行い、今後の継続受診につながるようなアプローチの企画提案を委託するものである。

この事業をより効果的、効率的に実施するため、未受診者の分析を行い、対象者に応じた効果的な受診勧奨を行うことにより、受診率を向上させ、被保険者の健康の保持増進、医療費適正化を図ることを目的とする。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4 業務体制

受注者は、本業務の遂行にあたっては、市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

## 5 対象者数

受診対象者数 約10,000人

受診対象者のうち、勧奨効果が高いと思われる者を、市と受託者協議の上、通知対象者として、決定する。

## 6 委託業務内容

市は、受託者に対して、以下の業務を委託する。

### (1) データ分析業務

発注者から提供される特定健康診査の受診履歴・結果・問診票をもとに、受注者の技術を用いて効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行うこと。年代、過去の特定健診受診歴等の構成要素を複合的かつ多角的に分析し、行橋市の特定健診未受診者の行動特性や課題が明らかになるよう、分析方法を工夫すること。

### (2) 受診勧奨業務

#### ① 勧奨計画の提出

契約締結後、分析に基づく対象者の特性に応じた勧奨計画を作成し、市の了解を得ること。

勧奨計画は業務の目的に合致した内容とし、受診勧奨の時期、市からのデータ提供希望内容及び時期などの詳細なスケジュールを記載すること。

なお、受注者は、市から提供されたデータを分析し、対象者の特性に応じた有効な勧奨方法等を提案すること。

分析したデータを基に、対象者の抽出基準を決定し、市の合意をもって受診勧奨対象者を最終決定する。

## ②受診勧奨通知の作成及び発送

①に定めるデータを基に次のとおり通知による受診勧奨を実施する。

ア ①で特定した受診勧奨の対象者リストを市へ提出する。

イ 受託者は①で分析したグループごと又は対象者ごとに内容やデザインを変えるなど効果的な受診勧奨メッセージでの通知を作成する。

ウ 受診勧奨通知の印刷

(ア) 市が提供する情報を基に、送付対象者の郵便番号、住所、宛名（カナ）を記載した受診勧奨通知を作成する。

(イ) 受診勧奨通知の差出人が市であることがわかるように明記する。

(ウ) 印刷内容については、発送前に校正を2回以上行う。

(エ) 校了後、受診勧奨通知のサンプルを市に納品する。

エ 受診勧奨通知の発送

(ア) 発送回数は問わないが、令和6年度特定健康診査受診につなげられる時期に実施することとする。具体的な日程は市と協議の上決定する。

(イ) 市から提供される発送対象除外者リストをもとに、最終的な勧奨対象者に発送を行う。

(ウ) 勧奨通知の発送方法は、日本郵便株式会社による郵送とし、郵送に係るすべての経費は本委託業務の契約金額に含めることとする。

(エ) 発送件数

延べ8,000件以上発送すること。

## ③行橋市特定健診スケジュール

個別医療機関健診・・・令和6年6月1日（土）～令和6年10月31日（金）

集団健診・・・令和6年7月10（水）～令和6年12月6日（金）の間で17回

## (3) 医療情報提供勧奨対象者抽出業務

特定健康診査未受診者の医療情報提供事業対象者の抽出を行い、対象者の医療情報提供勧奨通知文及び情報提供票・質問票兼同意書を封入し、市に納品する。対象者リストも市に提出する。

## (4) 効果分析

勧奨業務完了後、契約期間内に勧奨結果の分析及び効果検証を行い、報告書を作成の上、市に報告すること。その際、次年度の健診業務、勧奨業務についても助言を行うこと。なお、報告書作成にあたり必要な受診者等のデータは、別途市より提供する。

## 7 業務委託料及び支払い

委託料は総価契約とする。

業務完了後に請求を行うこととし、請求にあたっては完了した業務の内容がわかる明細書を添付すること。

## 8 事故への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受注者に帰属する。また、受注者は事故やトラブル、対象者からのクレームが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

## 9 情報の保護

- (1) 本業務を受託するにあたり、市の情報資産の安全性を確保することが必要であることから、受託者は企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク制度）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとする。
- (2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、市へ報告を行うこと。

## 10 個人情報の取扱い

- (1) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報保護法に基づくガイドライン等を遵守すること。
- (3) 受注者は、この業務を行うにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、当該業務完了後にあっても知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## 11 その他

- (1) 「行橋市国民健康保険保健事業実施計画」に基づき実施すること。
- (2) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (3) 市が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めたときは、速やかに対応すること。
- (4) 本業務に係る案件について、市と協議や打ち合わせを実施した際は、速やかに議事録を作成し市へ提出すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議し決定する。

## 12 市が提供可能なデータ

市が提供可能なデータは、別表のとおりとする。

なお、別表に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途市と協議し提供の可否を決定する。

## 別表

	名称	内容	提供時期
1	令和6年度特定健診対象者データ ※特定健診等データ管理システムのFKAC131	受診券番号、氏名、年齢、住所、被保険者番号、性別、宛名番号等	契約後、随時
2	特定健診対象者データ ※特定健診等データ管理システムのFKAC161 過去3年分	受診券番号、氏名、年齢、住所、被保険者番号、性別、宛名番号等	契約後、随時
3	健診結果情報（保健指導情報） ※特定健診等データ管理システムのFKAC165 過去3年分	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号、保健指導実施年月日、保健指導結果等	契約後、随時
4	健診結果情報（横展開） ※特定健診等データ管理システムのFKAC167 過去3年分	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等	契約後、随時
5	特定健診未受診者情報 ※特定健診等データ管理システムのTKAB004 過去3年分	受診券番号、氏名、年齢、住所、被保険者番号、性別、宛名番号	契約後、随時
6	KDB 関連データ	国保データベース（KDB）システムで出力可能なデータ（レセプト関連等）	契約後、随時
7	国保喪失者情報	被保険者番号、宛名番号等 （上記データと突合可能な情報）	契約後、随時
8	外字フォントファイル EUDC.tte ファイル		契約後、随時